

## 開発の

# 国における障害者の権

介する。 としても、それを実際に訴訟で争うことが を実効あるものとするための手続法や実施 施している障害者法律扶助制度について紹 する直接的な手段の一つとして、中国が実 本稿では、司法へのアクセスの実現を援助 アクセスすること自体が困難な場合が多い。 開発途上国の現状を見ると障害者が司法へ ているとは言いがたいからである。しかし、 できなければ完全な意味で権利が保障され たとえ法律に権利を規定する文言があった に移すための諸制度も同時に必要となる。 現可能とする実体法の整備に加えて、それ に対する差別の禁止やサービスの提供を実 障害者の権利擁護を考えた場合、

## 背景

国家責任として社会正義を実現するための よう担保するための制度である。 によって司法へのアクセスを阻害されない たものであり、特に社会的弱者が経済状況 の下に平等」であるという原則を制度化し 法律扶助制度は手続き的な公正さと「法 慈善の段階から社会化の段階を経て、 歴史的に

> また、最近では開発の文脈においても貧困 削減の方策として法律扶助制度の重要性が 司法救済制度の一つとして発展してきた。 指摘されているところである。

を基礎とした司法への効果的なアクセスを のを含め、障害者に対して他の者との平等 を含めたすべての法的手続において、手続 とを含め、直接的および間接的な参加者と な意味で障害者の司法へのアクセスが確保 確保する」(第一三条)と規定し、 上および年齢に適した配慮の提供によるも るために、調査およびその他の予備的段階 して効果的な役割を果たすことを容易にす 者権利条約は、「締約国は、証人となるこ 例えば、国連総会で採択される予定の障害 障害者の司法へのアクセスへの言及は、 を中心とした国際世論を背景に発展してき 行手段の具体的な提案として発展してきた。 た人権・権利に根ざしたアプローチの下、 「法の下の平等」および法律の効果的な執 一方、障害者との関係においては、国連 実質的

# 障害者法律扶助制度の発展

されるよう求めている。

合会と協力して三層からなる障害者法律サ こうした状況を受け、 司法部は障害者連

多くの障害者は弁護士を依頼して訴訟を提 その中で身体的・経済的条件の制約により、 障害者に対する平等の権利、法律の保護、 らも、司法にアクセスするためには何らか 者であるとされるので、経済的制約の面か 起することが困難であるとの共通認識を示 中国障害者連合会は共同で通知を発布し、 期待が寄せられていた。そこで一九九四年 題に対処してきたが、関係者からは司法へ の場面で多くの問題が発生しており、差別 生活においては雇用、教育、社会保障など 差別の禁止などを規定しているが、現実の の措置を必要としていることは明らかであ した。中国の貧困者人口の三分の一は障害 式に決定したのち、一九九六年に司法部と に司法部が法律扶助制度の全国的確立を正 のアクセスを保障する法律扶助の制度化に 全般的な苦情処理を扱う障害者連合会の や不平等が普遍的に存在している。従来は、 「信訪」 制度や啓蒙活動をとおしてこの問 一九九〇年に制定された障害者保障法は

障害者法律扶助制度



広州市法律扶助センタ

害者連合会に加えて、福祉企業や特殊学校

事務所については可能な限りバリアフリー

ること、および各地の法律サービス機関の 場または障害者の居住地の近くで提供され

化するよう通知を出している。同通知はま

たバリアフリーの障害者法律扶助事業のネ

ットワークを完備するため、各レベルの障

## 法律扶助の適用範囲

の拡大も推奨している。

を置いて法律扶助を提供するなど提供施設 など障害者が比較的集中する場所にも支所

事業単位などの組織が自己の資源を利用し 置を採ることを義務づけている(第三条)。 にあり、 的とし 要とする法律サービスを保障することを目 れている。本法は経済的に困難な公民が必 された二〇〇三年の法律援助条例に収めら に規定されてきたものを総括する形で制定 て法律扶助を提供することを支持、 法律扶助に関する規則はそれまで断片的 金銭的な寄付のみならず、社会団体、 (第一条)、法律扶助の責任は政府 同時に社会からの援助も求めてお 県レベル以上の政府に積極的な措 奨励し

> るいは障害者として障害者連合会の傘下の 場合、障害者は、中国の一公民として一般 を当てた法律扶助を各レベルで行っている。 会(労働者)がそれぞれの活動領域に焦点 ており、同様に婦女連合会(女性)、総工 連合会が障害者法律扶助センターを設立し ている(第八条)。障害者の場合は障害者 を申請することもできる。 障害者法律扶助センターに対して法律扶助 の法律扶助センターに申請することも、あ したがって障害者が法律扶助を必要とする

社会ボランティア機関が補完する体制が目

公証処・法律サービス所が主力となり、

(3)

指された。司法部と障害者連合会はさらに、

こうした障害者に対する法律サービスは現

た。すなわち、①法律扶助機関を主管とし

②委託または指定した弁護士事務所・

ービスのネットワークを形成することとし

理人を委託できない場合と、国家の義務と 定め、それぞれの範囲を規定している。 扶助を与えなければならない場合の両方を る法律扶助について、経済的困難により代 して裁判所が当然に弁護人を指定して法律 さて、法律援助条例は代理人を必要とす

酬の支払い請求、⑥正義に基づいて勇敢に 置を取った日以降、 が第一回目の尋問を終えた後または強制措 ことができる(第一○条)。刑事訴訟につ 事的権益を範囲として法律扶助を申請する 取った行為によって生じたと主張できる民 扶養費・養育費などの給付請求、 きない場合、行政訴訟および民事訴訟につ できない場合、①犯罪被疑者は、 いては、経済的な困難により弁護士を依頼 付請求、③補償金・救済金の給付請求、④ いては、公民は、①法に基づく国家賠償の 請求、②社会保険または最低生活保障の給 まず、経済的困難により代理人を委託で ②公訴案件における被 5労働報

被告人が盲人、ろう者、唖者または未成年 件」として被害者自らが裁判所で侵害者の 辱や虐待など軽微とされる事件は「自訴案 とができる(第一一条)。中国の場合、侮 案件が起訴の審査に移送された日以降、 者で弁護人を委託していない場合、および 囲を次のように定めている。すなわち、① は刑事訴訟法第三四条の規定を受けて、範 刑事責任を追及しなければならず、その際 害者およびその法定代理人または近親者は、 が弁護人を委託していない場合は、被告人 ②死刑の判決を受ける可能性がある被告人 ればならない場合について、法律援助条例 定代理人は、案件が人民法院に受理された に法律扶助の必要性が生じることになる。 日以降に、それぞれ法律扶助を申請するこ 「自訴案件」における自訴人およびその法 次に、裁判所が必ず弁護人を指定しなけ

可能となっている (第一○条)。そこで、 ③家庭内暴力、虐待、 び解除の過程で受けた損害で権利を主張で ①労働契約の締結・履行・変更・解除およ 例えば上海市では、前述したものに加えて 扶助事項を補充規定として制定することが 府は第一〇条で列挙された規定以外の法律 人身に障害を受け、 このほか、省、 自治区、 権利を主張できる場合 交通事故、 遺棄に遭い、 直轄市の人民政 医療事故で 合法権

提供されるべきであると規定している(第 の経済状況を審査することなく法律扶助が

被法律扶助者数の人数および割合(全国)

	1999		2000		2001		2002		2003	
全体	190,545		249,654		309,254		286,616		293,715	
障害者	10,298	5.4%	25,396	10.2%	32,374	10.5%	30,484	10.6%	29,899	10.2%
老人	21,181	11.1%	31,835	12.8%	42,850	13.9%	38,821	13.5%	38,584	13.1%
未成年者	15,642	8.2%	27,439	11.0%	37,206	12.0%	37,664	13.1%	45,981	15.7%
婦人	21,907	11.5%	41,107	16.5%	55,994	18.1%	56,250	19.6%	64,581	22.0%
一般貧困者	43,269	22.7%	77,641	31.1%	103,577	33.5%	85,174	29.7%	105,762	36.0%

(出所)『中国法律年鑑』 2000年~2004年版より筆者作成。

(注) 内訳は重複してカウントされている。

助センターが設立された。上海市レベルの 障害者連合会の傘下に上海市障害者法律扶 海市法律扶助センターの支持の下、 上海市の事例 1000年一二月に、上海市司法局と上

上海市

当センターのほかに、行政区分に対応して

スは予算制約により次の場合に限られる。

④法律・法規が法律扶助を提供しなければ ならないと規定するその他の事項が追加さ 益の損害を受けたと権利を主張できる場合、 律援助若干規定(草案)」第五条)。 れ、受理範囲を拡大している(「上海市法

で約一〇%で推移している(表1)。 では条件を緩くしており、例えば上海市で ては、法律援助条例の受理範囲および経済 占める割合は二○○○年から二○○三年ま 約三万人であり、全国の被法律扶助者数に 三年に全国で法律扶助を受けた障害者数は は「障害者が自分の合法権益を保障するた 際は経済状況の審査は必要としない。ただ 護人に委託していない場合は、人民法院が 事件については、盲人、ろう者、 だけを対象とした条件は存在しない。刑事 的な条件がそのまま適用され、特に障害者 定め、包括的に門戸を開いている。二○○ めに確かに法律扶助が必要である場合」と 害者からの法律扶助申請を受け付ける段階 弁護人を指定することになっており、その 民事事件および行政事件の申請条件につい し、実際には障害者法律扶助センターが障 このように障害者が利用するにあたって 唖者で弁

らは必ずしも法的素養があるとは限らない 障害者特有の事情について研修がなされて ランティアとしてセンターを手伝っている。 よび法律を学んでいる大学生が非常勤のボ 少なりとも手話ができることであるが、彼 員が担当する強みは、障害者を理解し、多 害者連合会の職員が二名配置されている。 これらボランティアに対しては、年に数回 ただし、連合会の陳情や苦情処理を行う 「信訪」部門との兼任である。連合会の職 上海市障害者法律扶助センターには、 法律専門家である弁護士四名お

律事務などを行って処理している。 談に対して、①法律相談、 %を占めている (表2)。これらの法律相 争、婚姻家庭、 交通事故、 済紛争、③婚姻家庭、④行政紛争、⑤医療 障害者であればすべて受け付ける。障害者 ている。労働紛争が約二割を占め、民事紛 事故紛争、 の法律相談案件は、①労働紛争、②民事経 として訴訟代理の必要性を含む法律相談は メールで受け付けている。法律扶助の一環 法律相談の受付は、訪問、手紙、 ③訴訟代理、 裁判所に対して訴訟代理するケー ⑨その他に分類されて集計され ⑥不動産紛争、⑦刑事事件、 不動産紛争がそれぞれ一五 ④刑事弁護、 ②法律文書の作 ⑤非訴訟法 しかし、 (8)



## ージング・ 開発のイマ 障害と開発 イシュー

障害者法律扶助制度の課題

五七〇人 (通年) が約一〇〇〇人(通年)、二〇〇四年が が四五七人 (一〇月末現在)、二〇〇三年 ○七人(一二月一○日現在)、二○○二年 談の実績は、延べ人数で、二〇〇一年が三 取り上げることもある。これまでの法律相 場合には、センターが自ら主体的にそれを 利が侵害され、それが典型的な重大案件の 難な場合である。そのほか、③障害者の権 る事件であり、かつ②相談者が経済的に困 益が侵害され、実際に勝訴する見込みのあ 加している。 すなわち、①法律に基づく障害者の合法権 であり、件数は着実に増

者のアクセスを考慮した障害者法律扶助制 般の法律扶助センターに加えて、 障害

11 14 14 15 3 1 1 1 5 9 5 5 15 12 14 14 3 5 3 3 1 1 18 27 27 22 (出所) 2005年 12月の上海市障害者法律扶助センターでのヒアリ

2003

21

14

(%)

23

15

2004

法律相談案件の類型別割合(上海市)

2002

21

14

2001

30

15

可能なのか疑問が残る。 服を申し立てることは可能であっても、実 とに問題が潜んでいることである。障害者 と同時に障害者事業の実施当事者であるこ 際に法律扶助を得て連合会を訴えることが 事業実施の部分で紛争が発生した場合、不 合会が障害者の法律扶助を担う機関である いるのは各地の障害者連合会であるが、連 第二に、障害者法律扶助の中心となって

労働紛争

民事紛争

婚姻家庭

行政紛争

医療事故紛争

不動産紛争

刑事事件

交通事故 その他

れている くの障害者にとってはハードルが高いとさ え、識字の問題などが重なり、農村部の多 れていることである。アクセスの問題に加 は都市部を中心とした少数の障害者に限ら 第三に、法律扶助の利益を受けているの

法は障害者、 ジョンなど肯定的な理由が考えられる。し 供されている法律扶助制度へのインクルー 司法へのアクセス推進および公民一般に提 扶助制度が導入された背景には、 扶助を定める根拠となった刑事訴訟法や刑 んでいることである。障害者に対する法律 第四に、 法律援助条例において義務的な法律 障害者に対する差別的要因が潜 特に盲人、ろう者、 唖者であ 障害者の

て政府予算には組み入れられていないので ある。障害者法律扶助は独立した項目とし 度が構築されていることは意義深い。 各実施団体の経費および外部の募金に頼ら し、現実には次のような課題を抱えている。 第一に、予算が保証されていないことで

ざるをえない状況にある。

られる危険性は常に存在するといえよう。 者が、障害者法律扶助制度の中に閉じ込め ことを前提としており差別的である。障害 るという事実だけで行為能力に問題がある おわりに

されている。果たして障害者の権利を確保 明確化、③障害者の法律扶助および司法救 り組みも見られるが、「権利」を確立する アクセスなど障害者の権利擁護に向けた取 である。 助の確保などを充実させる方向で提案がな 受けた場合の訴訟提起、援助要求の権利の 任の明確化、②障害者が各項権益の侵害を が検討されている。枠組み案ではそのため 的救済を確保するための規定を設けること 障害者の権益が侵害された際の有効な法律 現在開始されている障害者保障法の改正は ための十分なメカニズムとはなっていない ニズムが設けられるのか期待されるところ し、担保するためにどのような条文やメカ に、①政府・関連部門およびその職員の責 益保障を強調する方向で検討されており、 国連障害者権利条約に同調して障害者の権 障害者法律扶助制度をとおして司法への

(こばやし まさゆき/アジア経済研究 所開発研究センター